

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現 状

#### (1) 地域の概要

本計画の対象地域は、那須烏山市内。

面積は 174.35 km<sup>2</sup>。

2005 年 10 月に旧烏山町と旧南那須町が合併し那須烏山市となった。

当商工会がある旧町中心地から東部の烏山地域、西部の南那須地域、大きく 2 地域に分けられる。



#### (2) 地域の災害等リスク

烏山地域には、那珂川が北から南に流下している。南那須地域は荒川、江川が北西部から南東部に流下している。地形は、那珂川が平野部を貫流し那珂川右岸は丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流し、那珂川左岸は栃木県立自然公園に属する山間地と小河川で形成されている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

##### (洪水：ハザードマップ)

市防災会議が作成した「那須烏山市地域防災計画」(令和 6 年 5 月)及び市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」によると、洪水予報河川である那珂川・荒川について、浸水想定区域が指定されており、那珂川沿いは 5.0m 以上 10.0m 未満の浸水が想定され、特に向田・下境地区は広範囲に渡り 10.0m 以上 20.0m 未満の浸水が想定されており、一部は 20m 以上の浸水も想定される。また、荒川沿いにおいても 5.0m 以上 10.0m 未満の浸水が多く想定されている。

商工業者へのリスクとしては、那珂川沿いや江川沿いにある工場の精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。その他、市内の観光産業のひとつである那珂川沿いや荒川沿いにある観光ヤナも長期休業が想定される。

城東地区においては大型店や市水道庁舎、ハローワーク出張所の浸水による被害により、市民生活に多大な影響がでることも想定され、また商工会事務所(支所)においても令和元年台風 19 号により浸水により被災し、復旧まで 1 ヶ月程度かかったことから、商工会業務が一部滞ることも想定される。

### **(土砂災害：ハザードマップ)**

「那須烏山市地域防災計画」及び市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」によると、那須烏山市では、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されており、特に那珂川左岸の境地区に多い。

2011年3月11日の東日本大震災では、震度6弱の揺れを観測し、土砂災害などの大きな被害があった。

商工業者へのリスクとしては、土砂災害により境地区の道路通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

### **(地震：J-SHIS)**

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で6～26%である。

「[新編]日本の活断層」(活断層研究会)(平成29年3月)によると、国は社会的、経済的に与える影響が大きい断層又は断層帯を主要97断層帯として選定しているが、栃木県においては関谷断層のみが主要97断層帯として位置づけられており、本市内にある「烏山東方断層」は確実度Ⅲ(活断層の可能性のあるもの)であり、また、隣接する茨城県には、本市に影響ある活断層は見つかっていない。

商工業者へのリスクとしては、旧烏山地区の商店街地区は事業者が集中しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商権消失などのリスクも存在する。

### **(その他：集中豪雨)**

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風(台風第19号)により、烏山地域の城東・宮原・向田・下境地区や南那須地域の岩子地区等は、那珂川及び荒川の氾濫により浸水被害に遭った。商工会事務所(支所)や店舗の他、壊滅的な被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後、防災・減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

### **(感染症)**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、観光需要の落ち込み、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合または学校等が休業となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

### (サイバー攻撃)

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

### (3) 地域内の商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 1069者 (うち小規模事業者数 886者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	148	142	地域内に広く分散
製造業	192	157	〃
卸売業	41	26	
小売業	222	172	烏山地区中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	93	77	〃
サービス業	276	222	〃
その他	97	90	
合計	1069	886	

### (4) これまでの取組

#### ①那須烏山市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災無線の整備
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### ②那須烏山商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 那須烏山市、社会福祉協議会、商工会青年部で災害協定を結んでいる

#### ③事業継続力強化支援計画の実施状況(R6年度)

- ・ 災害対策セミナーの開催 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できていない。
- ②本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

### 【対策】

- ①事業継続力強化の取り組み状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、栃木県火災共済や烏山信用金庫、社会福祉協議会など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。

## 3. 目 標

- ・自然災害に対しては、那須烏山市地域防災計画を踏まえつつ、那須烏山商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、那須烏山市と那須烏山商工会が一体となって取り組む。
- ・地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、那須烏山商工会地域、ひいては那須烏山市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。
- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年8者に対して事業者BCPの策定・見直しを行う。
- ②損害保険加入の取り組みを8者に対して行う。
- ③上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 8年 4月 1日 ~ 令和 13年 3月 31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。  
(HP:[https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522\\_risk\\_finance\\_sheet\\_press.html](https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html))
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

### (3) フォローアップ

- ・那須烏山市の防災訓練への参加を促す。
- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の見直しを行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、事業継続力強化計画の策定を支援する。

### (5) 関係団体等との連携

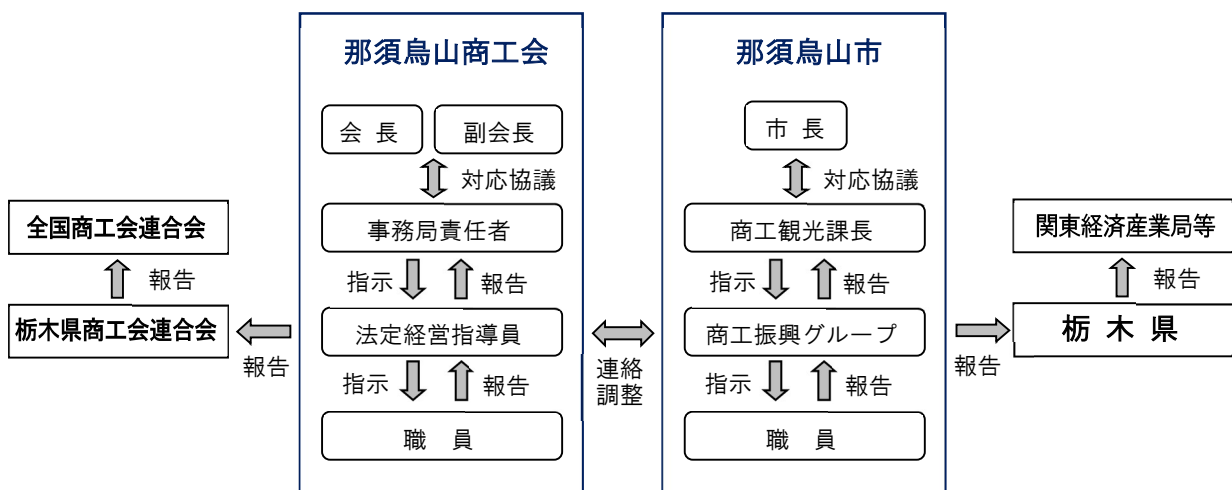
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

### (6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模災害

大規模自然災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生の目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・ 商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・ 報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

### 2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・ 市は、現地確認・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・ 市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・ 情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・ 共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・ 共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
発災後～1週間	1日に2回
1週間～2週間	1日に1回
2週間～1ヶ月	1週間に2回
1ヶ月以降	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

### 4) 被害情報の報告

- ・ 市と商工会は3)のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

## (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合による。

### 1) 感染予防のための取組

- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 当市で取りまとめた「那須烏山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、市における感染症対策本部設置に基づき東海による感染症対策を行う。

## 2) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

## 3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市及び商工会は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を巡回・電話等により確認する。

## 4) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

## 5) 被害情報の報告

- ・市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

## (3) 被災事業者に対する支援

### 1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

### 2) 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

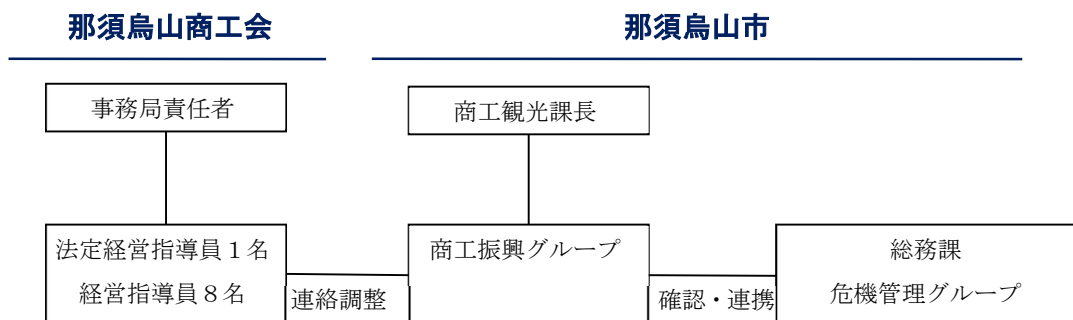
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び那須烏山市との連携体制

- ・ 当会、本市商工観光課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回検討会議を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を2地区(烏山地区と南那須地区)に分け、法定経営指導員1名と経営指導員8名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については会員事業所である損害保険代理店ファイナンシャル・ソリューションズ株の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員8名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した状況を当会と那須烏山市との検討会議(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## (2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 北原 年之（連絡先は（3）①のとおり）

### ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

## (3) 商工会、関係市町連絡先

### ① 商工会

那須烏山商工会 経営支援課

〒321-0628 那須烏山市金井2丁目5-11

TEL：0287-82-2323 / FAX：0287-83-2566

E-mail：nakara\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ② 関係市町

那須烏山市役所 商工観光課

〒321-0692 那須烏山市中央1丁目1-1

TEL：0287-83-1115 / FAX：0287-83-1142

E-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

## (4) 被害情報報告先

### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail: shienshitu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：[soshiki\\_fed@shokokai-tochigi.or.jp](mailto:soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp)

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 調査費	40	40	40	40	40

調達方法

会費収入、那須烏山市補助金、事業収入 等